

JIS

労働安全衛生マネジメントシステム—
要求事項及び利用の手引—
安全衛生活動などに対する追加要求事項

JIS Q 45100 : 2018

(中災防/JSA)

平成 30 年 9 月 28 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	金丸 淳子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	槇 徹雄	東京都市大学
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣 制定：平成 30.9.28

官 報 公 示：平成 30.9.28

原 案 作 成 者：中央労働災害防止協会

(〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 TEL 03-3452-6841)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 組織の状況	2
5 リーダーシップ及び働く人の参加	2
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	2
5.2 労働安全衛生方針	2
5.3 組織の役割, 責任及び権限	2
5.4 働く人の協議及び参加	2
6 計画	3
6.1 リスク及び機会への取組み	3
6.2 労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定	6
7 支援	7
7.1 資源	7
7.2 力量	7
7.3 認識	8
7.4 コミュニケーション	8
7.5 文書化した情報	8
8 運用	9
8.1 運用の計画及び管理	9
8.2 緊急事態への準備及び対応	10
9 パフォーマンス評価	10
9.1 モニタリング, 測定, 分析及びパフォーマンス評価	10
9.2 内部監査	10
9.3 マネジメントレビュー	11
10 改善	11
10.1 一般	11
10.2 インシデント, 不適合及び是正処置	11
10.3 継続的改善	12
附属書 A (参考) 取組み事項の決定及び労働安全衛生目標を達成するための 計画策定などに当たって参考とできる事項	13
参考文献	16
解 説	18

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、中央労働災害防止協会（中災防）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

労働安全衛生マネジメントシステム— 要求事項及び利用の手引— 安全衛生活動などに対する追加要求事項

Occupational health and safety management systems—
Requirements with guidance for use—
Additional requirements for health and safety activities

序文

労働安全衛生をめぐる法規制及び安全衛生水準は、国によって格差が存在する中で、ISO 45001:2018 は、各国の状況に応じて柔軟に適用できるように作られている。

このため、ISO 45001:2018 の一致規格である JIS Q 45001:2018 の要求事項には、厚生労働省の“労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針”で求められている、安全衛生活動などが明示的には含まれていない。

この規格は、日本の国内法令との整合性を図るとともに、多くの日本企業がこれまで取り組んできた具体的な安全衛生活動、日本における安全衛生管理体制などを盛り込み、JIS Q 45001:2018 と一体で運用することによって、働く人の労働災害防止及び健康確保のために実効ある労働安全衛生マネジメントシステムを構築することを目的としている。

JIS Q 45001:2018 の附属書 A には、この規格の要求事項の解釈のために参考となる説明が記載されている。

この規格では、次のような表現形式を用いている。

- a) “～しなければならない” は、要求事項を示し、
- b) “～することができる”、“～できる”、“～し得る”などは、可能性又は実現能力を示す。

この規格は、JIS Q 45001:2018 の要求事項をそのまま取り入れ、日本企業における具体的な安全衛生活動、安全衛生管理体制などの要求事項及び注記について追加して規定する。これら追加事項は、斜体かつ太字で表記する。

1 適用範囲

この規格は、労働安全衛生水準の更なる向上を目指すことを目的として、組織が行う安全衛生活動などについて、JIS Q 45001:2018 の要求事項に加えて、より具体的で詳細な追加要求事項について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。